

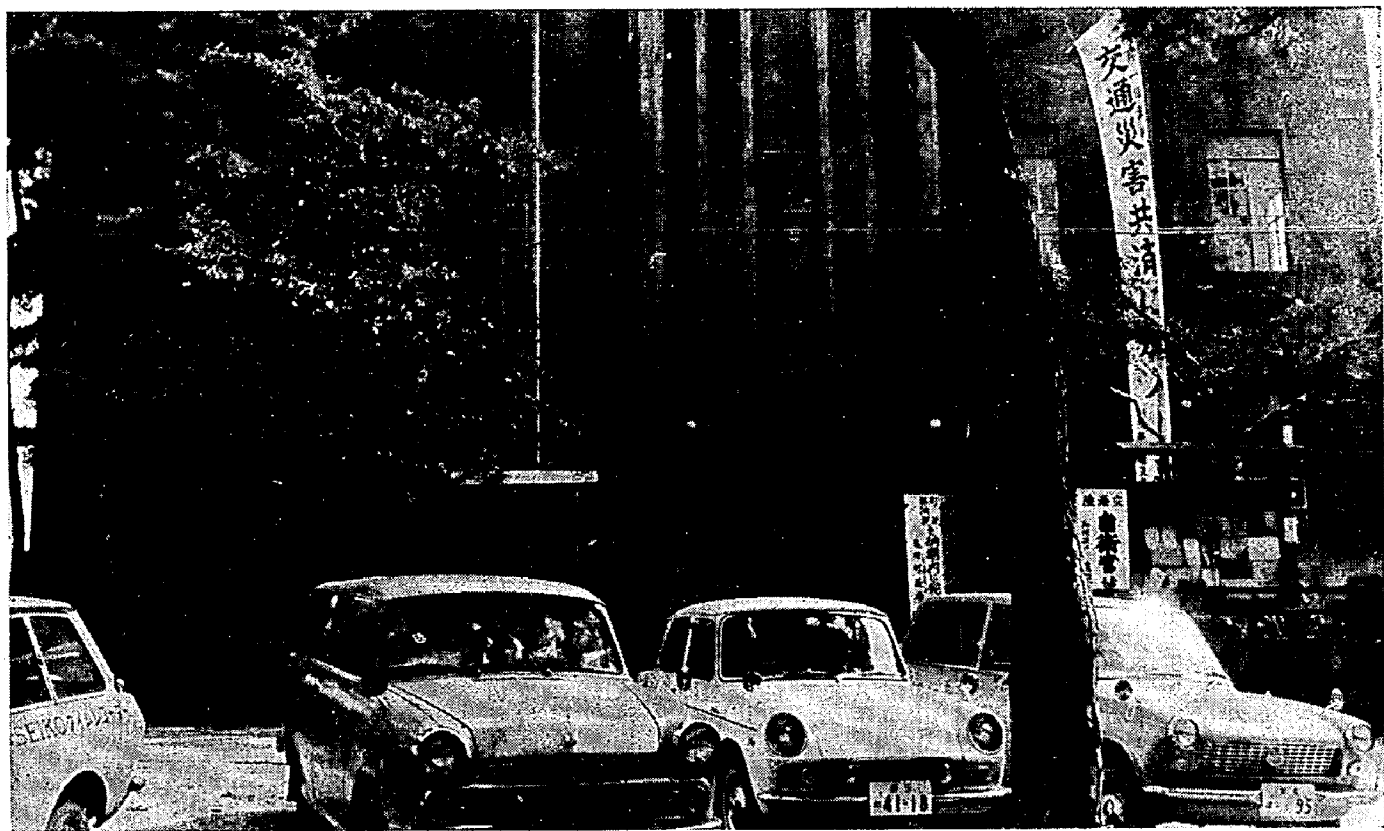
広報かめだ

町の人口	
人口	21,982人
男	10,624人
女	11,358人
世帯数	4,583
43.10.1 現在	

11月
毎月1回1日発行
NO. 1

■発行所 亀田町役場

■編集責任者 松原元一



「広報」創刊にあたって

亀田町長職務代理者
亀田町助役 池田 榮 松



従来、本町におきましては「公民館報」並びに「議会報」を発行してまいりましたが、最近町一本の広報を発行してはとの強い要望があり、しかも本年は明治百年の画期的な年でもありますので、これを機に広報を創刊することに致しました。

建設的な意見を述べる場として、又真に明るい町造りに資したいのが究極の目的であります。

それには各課の緊急かつ重要度を考慮しながら、町の動きや進むべき方針等を掲載するとともにその月の行事や予定を町民のみなさんにお知らせする事にあると思っておりますので、どうか精々ご利用されるようお願いいたします。

「広報かめだ」発行について

公民館長 玉井 溢



今回「広報かめだ」の発行をみるに至りましたことは、誠に喜ばしい次第でございます。

したがって円滑なる行政が行われるといつても過言ではないと確信しております。

折角前途を祝福され、期待され誕生した「広報かめだ」に対し、町民一人ひとりが暖い気持ちで見守つてやると同時に、目的を立派に果せるよう、又成長するよう協力することが私達町民の責任ではないでしょうか。

特に明治百年を迎えた今日、菊花薫る十一月一日を卜して創刊号として第一号を発行されましたことはいつまでも印象にのこると共にひとしお意義深きものがあり、又この「広報かめだ」発行に着眼し計画立案されたる町当局並びに町議会に対し敬意を表するものであります。

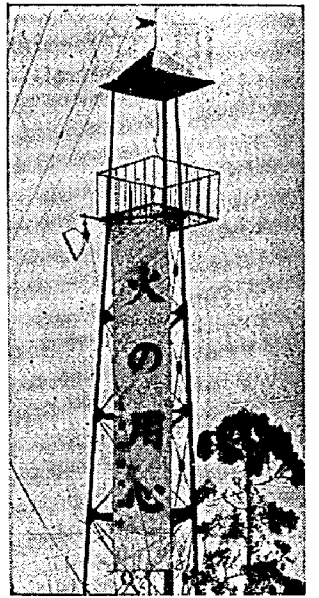
にあたっては常に公平なる判断と慎重なる態度をもつて企画取材の面は勿論、紙面の区割整理等についても細心なる注意と研究が必要かと思われまふ。

最後に、「広報かめだ」の発行に伴い従来公民館発行の「館報かめだ」は専ら教育関係、特に社会教育面を担当しお知らせすることを申添えたいと存じます。

ご承知の通り行政広報は地域住民に対するPR活動の一環であり、行政活動を図るといふ大きな目的と役割をもつもので、之が編集

成長はとりもたずその行政活動が直ちに地域住民に伝達され、浸透し、ために理解と協力をいられ、し

をいたします。



秋季火災予防運動実施

十一月二十六日より
十二月二日まで

消防片は火災多発期を迎えるにあたり、国民一人一人の防火意識の向上と火災予防体制を強化することを目的とし、全国一斉に次の事項を重点とし、秋の火災予防運動を実施いたします。

- ①バケツ一杯の水のくみ置き。
- ②タバコの投げ捨てと寝タバコ防止。
- ③地震の時の火の始末。
- ④火の用心広報宣伝。
- ⑤火の用心広報宣伝。
- ⑥防火対象物の予防査察。
- ⑦危険物施設の立入検査。
- ⑧一般家庭の火の元検査、火の元注意事項チラシ配布。(全世帯)
- ⑨小学校、保育所の避難訓練指導。
- ⑩特別警戒(夜警)実施。
- ⑪消防機械器具の特別点検。
- ⑫地理水利調査。
- ⑬自衛消防隊及び自警団の訓練指導。
- ⑭想定火災防演習。

野鼠駆除実施について

毎年、秋季野鼠駆除を実施して来ましたが、本年も全町農用地を対象に実施すべく計画を進めて居ります。申すまでもなく野鼠から受ける損害額は予想以上に大きく、越冬直前に駆除し、農作物を保護しなければなりません。従いまして大きな効果を得る為に、防除期間を定めて一斉毒餌を配置する事が効果を得る方法で有ります。

文化祭の行事

十一月三日は文化の日です。今年も公民館や各学校では多彩な行事を計画いたしておりますので、多数のご観覧をお願いいたします。

冬期間の火災には人命の犠牲者も多く誠に憂慮に堪えません。「こんな小さな火が」と思う心のすきを火事はねらつています。自分で取扱つた火は必ず自分の手で始末するよう習慣づけ、みんなの家や財産を火災から守りましょう。

たばこ消費税は、どうなっているか

たばこ消費税は、市町村の地域内のたばこ小売店が一ヶ月の販売総数量によつて日本専売公社からその市町村役場に納入される税金です。亀田町の人が他の市町村の小売店から買いますと、他の市町村に税金が納入されますので、町外にお出かけの際は必ず町内の小売店から買ひ求めてお出かけ下さい。町内のたばこ屋さんから二〇本入一箱を買いますと十一円四五銭が税金として町の収入となります。この税金は一般財源として学校や保育所、又は道路の整備に使用されています。三年間のたばこ消費税は下記の通りです。

41年	13,970,410円
42年	15,217,720円
43年	20,312,760円
一世帯当り	
40年	3,203円
41年	3,405円
42年	4,459円

お知らせ

〇行政相談

役所への苦情、意見を承ります。テキパキやつてもらえな。不親切なめにあつた。どうしてよいかわからぬ。どうにかしてもらいたい。こうすればよいと思う。など役所のことや苦情のある方は、どんな小さなことでも気軽に相談下さい。親身になつてお世話致します。

〇心配ごと相談

亀田町心配ごと相談所は町民生委員の協力を得て年間を通じ、毎週火曜日に開催いたします。町民の皆様方のお困りごと、悩みごと等のご相談相手となり、次のとおり開設いたしておりますので、ぜひご利用下さるようお知らせいたします。

〇人権相談

昭和四十三年十一月十五日午前十時から午後三時まで

今月のよみ

11月

1	共同募金		
2	文化祭		
2	3 秋季消防演習		
4	4	15 インフルエンザ予防接種	
10	町長、町議会議員補欠選挙告示		
10	危険物取扱主任者試験		
11	定例民生委員協議会		
7	7	21 射撃	
15	人権相談日(田満寺)		
17	町長、町議会議員補欠選挙投票日		
20	20	12	20 全町一斉ねずみ駆除運動月間
22	百日咳、デブテリア予防接種(研修所)		
26	26	12	2 秋季火災予防運動実施(公民館)
26	26	12	2 乳児検診(公民館)
25	25	歳末助け合い募金開始	
28	28	29 子宮ガン検診(研修所)	

今月の納税

固定資産税 第四期分
国民健康保険税 十一月分

11月30日が納期限です
忘れずにお納めを...